

PWM日本証券株式会社の取引約款・規定集 新旧対照表

2022年3月

2022年4月1日を効力発生日として、取引約款・規定集を改訂いたします。

(下線部分が改訂箇所となります。)

(新)	(旧)
個人情報保護宣言	
<p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 安全管理措置</p> <p><u>弊社は、個人情報等を安全に管理するよう努めるとともに、個人情報等の漏えい等を防止するため、以下に掲げる安全管理措置を適切に実施します。</u></p> <p><u>(基本方針の策定)</u></p> <p><u>個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令等の遵守」、「苦情及び相談窓口」等についての基本方針を策定しています。</u></p> <p><u>(個人データの取扱いに係る規律の整備)</u></p> <p><u>取得、利用、加工、保存、送信、消去、廃棄等の段階ごとに、取扱者の役割及び責任並びに管理手続等に係る個人データの取扱規程を策定しています。</u></p> <p><u>(組織的安全管理措置)</u></p> <p><u>個人情報の取扱いに関する責任者として「個人情報保護管理者」を任命するとともに、個人データを取扱う役職員及び当該役職員が取扱う個人データの範囲を明確化し、関係法令等や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告体制を整備しています。</u></p> <p><u>また、個人データの取扱状況について台帳を整備するとともに、定期的に自己点検を実施しています。</u></p>	<p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 安全管理措置</p> <p><u>弊社は、個人情報等の漏洩等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、弊社役職員、IFA 及び業務委託先の適切な監督を行います。</u></p> <p align="center"><u>(新設)</u></p> <p align="center"><u>(新設)</u></p> <p align="center"><u>(新設)</u></p>

(新)	(旧)
<p><u>(人的安全管理措置)</u> <u>個人データの秘密保持に関する事項を就業規則に明示するとともに、従業員から誓約書及び秘密保持等契約書を受け入れています。</u> <u>また、役職員に対して個人データの安全管理に関する教育・研修を実施しています。</u></p> <p><u>(物理的安全管理措置)</u> <u>I Cカードによる入退室制御を実施するとともに、個人データにアクセス可能な情報端末の盗難又は紛失等が生じた場合にはリモートでのロックを行い、個人データの漏えい等を防止する措置を講じています。</u></p> <p><u>(技術的安全管理措置)</u> <u>個人データへのアクセス制御を実施し、役職員が取扱う個人データの範囲を限定し、業務上の必要性がない従業員による個人データの取扱いを防止する措置を講じています。</u> <u>また、個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。</u></p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>8 (現行どおり)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>
電子交付サービス取扱約款	
<p>第5条 (本サービスにおける取扱い)</p> <p>1 お客様は、本サービスについて、次の取扱いに同意するものとします。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p>	<p>第5条 (本サービスにおける取扱い)</p> <p>お客様は、本サービスについて、次の取扱いに同意するものとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p>

(新)	(旧)
<p><u>2 当社が定める基準日において、お客様が本サービスを利用している場合には、口座管理料を免除します。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>アカウントビューサービス利用約款</p>	
<p>第 2 条 (対象サービス)</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p><u>7 その他当社が定める機能</u> <u>お客様は当社が定めるその他の届出事項の提出及び変更をすることができます。</u></p>	<p>第 2 条 (対象サービス)</p> <p style="text-align: right;">(省略)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>
<p>総合取引約款</p>	
<p><u>第 33 条 (解約)</u> <u>この約款の第 58 条各号に該当したときは、保護預り契約は解約されます。</u></p>	<p><u>第 33 条 (この約款の変更)</u> <u>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>
<p>第 58 条 (解約)</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>②お客様のいずれの口座においても金銭及び有価証券の残高がないまま 3 年を経過し、かつ、当社がこの約款に基づくサービスを終了させる措置を取ったとき</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ (現行どおり)</p>	<p>第 58 条 (解約)</p> <p style="text-align: right;">(省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>②お客様のいずれの口座においても金銭及び有価証券の残高がないまま 2 年を経過し、かつ、当社がこの約款に基づくサービスを終了させる措置を取ったとき</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>⑥ (省略)</p>

(新)		(旧)	
⑦	(現行どおり)	⑦	(省略)
⑧	(現行どおり)	⑧	(省略)
⑨	(現行どおり)	⑨	(省略)
⑩	(現行どおり)	⑩	(省略)
⑪	(現行どおり)	⑪	(省略)

以上